

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易保険共通運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00069 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年5月8日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易保険共通運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00069 沿革 平成29年6月13日 一部改正 沿革 (略)</p>	
<p>(回収等費用)</p> <p>第6条 日本貿易保険が事前に承諾した場合には、次の各号に掲げる費用については、回収のために要した費用として、各約款の規定に基づき日本貿易保険が負担すべき又は負担することを認めたものとする。日本貿易保険が各約款の規定に基づき負担すべき又は負担することを認めた費用についても同様の取り扱いとする。</p> <p>一 渡航費（本邦内や出張先での移動に係る費用を含むが、本邦の通常勤務地圏内の移動は対象外とする。）及び渡航先の現地滞在費については、保険事故に係る債権（以下「事故債権」という。）の回収に要した合理的な費用であることが社内出張命令書、旅券購入証、パスポート、領収証、出張報告書等のエビデンスにより確認できるもの。ただし、事故債権の回収以外の目的のために支出された費用を控除した残余の部分について、次のイからハの範囲内の金額とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ～ハ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">二～四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(回収等費用)</p> <p>第6条 日本貿易保険が事前に承諾した場合には、次の各号に掲げる費用については、回収のために要した費用として、各約款の規定に基づき日本貿易保険が負担すべき又は負担することを認めたものとする。日本貿易保険が各約款の規定に基づき負担すべき又は負担することを認めた費用についても同様の取り扱いとする。</p> <p>一 渡航費（本邦内や出張先での移動にかかる費用を含むが、本邦の通常勤務地圏内の移動は対象外とする。）及び渡航先の現地滞在費については、保険事故に係る債権（以下「事故債権」という。）の回収に要した合理的な費用であることが社内出張命令書、旅券購入証、パスポート、領収証、出張報告書等のエビデンスにより確認できるもの。ただし、事故債権の回収以外の目的のために支出された費用を控除した残余の部分について、次のイからハの範囲内の金額とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ～ハ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">二～四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	

<p><u>(贈賄関与に伴う保険申込の制限)</u></p> <p><u>第20条 日本貿易保険が提供する貿易保険を利用しようとする者</u> <u>(保険契約者又は被保険者が変更される場合には当該変更によっ</u> <u>て新たに保険契約者又は被保険者となる者を含み、貿易代金貸付</u> <u>保険を利用しようとする場合には輸出者、仲介貿易者又は技術提</u> <u>供者を含む。以下、「保険利用予定者等」という。)</u>が次の各号</p> <p><u>のいずれかに該当する場合には、日本貿易保険は、当該保険利用</u> <u>予定者等が関与する取引に係る貿易保険の利用を制限することが</u> <u>できる。</u></p> <p><u>一 贈賄防止に係る誓約又は贈賄関与に係る申告を日本貿易保険</u> <u>が必要と認める内容及び形式で日本貿易保険に対して行うことを</u> <u>拒絶した場合</u></p> <p><u>二 前号の誓約に係る事項のいずれか一つでも誓約をすることが</u> <u>できない事項が存在する場合(当該誓約に係る事項のいずれかに</u> <u>違反する場合又は違反することが合理的に見込まれる場合を含</u> <u>む。)</u></p> <p><u>三 第1号の申告に係る事項のいずれかに該当する場合(当該保</u> <u>険利用予定者等が行った申告のいずれか一つでも真実でないこと</u> <u>が判明した場合を含む。)</u></p> <p><u>2 前項又は第22条第2項若しくは第3項の制限が実施された場合</u> <u>には、貿易保険に係る保険契約の締結の内諾について(平成29年</u> <u>4月1日 17-制度-00071)第7条にかかわらず、日本貿易保険</u> <u>は、当該保険利用予定者等が関与する取引に係る保険契約を締結</u> <u>しないことができる。</u></p>		
--	--	--

<p><u>(贈賄関与防止に係る厳格なデューデリジェンス)</u></p> <p><u>第21条 前条第1項又は次条第2項若しくは第3項に定める制限が実施された場合において、保険利用予定者等が別紙様式第3の厳格なデューデリジェンスに係る回答書を日本貿易保険に提出したときには、日本貿易保険は、保険利用予定者等の内部において適切な是正措置や予防措置がとられていること等を確認の上、当該制限の解除を行うことができる。当該制限の解除を検討するに際して、日本貿易保険は、保険利用予定者等に対して、当該回答に関連する追加の報告又は資料の提出等を求めることができる。</u></p>		
<p><u>(贈賄関与防止に係るスクリーニングフォーム)</u></p> <p><u>第22条 日本貿易保険が第20条第1項又は次項若しくは第3項に定める制限を解除した場合には、日本貿易保険が指定する期間の間、保険利用予定者等は、別紙様式第4による贈賄関与防止に係るスクリーニングフォーム1通を毎年、日本貿易保険が定める期限までに日本貿易保険に対して提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 日本貿易保険は、前項に従って提出されたスクリーニングフォームの内容を踏まえて必要と認める場合には、当該保険利用予定者等が関与する取引に係る貿易保険の利用を制限することができる。</u></p> <p><u>3 日本貿易保険が必要と認める内容及び形式で第1項に定めるスクリーニングフォームが期限までに提出されない場合又は第1項に従って提出されたスクリーニングフォームの記載のいずれか一つでも真実でないことが判明した場合には、日本貿易保険は、保険利用予定者等が関与する取引に係る貿易保険の利用を制限することができる。</u></p>		

<p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和5年7月1日から実施する。</u></p>		
--	--	--